

第 1 号議案 平成 28 年度東京都一般会計予算、
第 11 号議案 平成 28 年度東京都都営住宅等事業会計予算、
第 19 号議案 平成 28 年度東京都都市再開発事業会計予算及び
第 25 号議案 平成 28 年度東京都水道事業会計予算の編成替え
を求める動議

第 1 号議案平成 28 年度東京都一般会計予算については、知事は、これを撤回し、別記要領により速やかに編成替えをするよう求めるとともに、関連する第 11 号議案平成 28 年度東京都都営住宅等事業会計予算、第 19 号議案平成 28 年度東京都都市再開発事業会計予算及び第 25 号議案平成 28 年度東京都水道事業会計予算についても併せて編成替えの上、再提出することを求める。

上記の動議を提出する。

平成 28 年 3 月 23 日

(提出者)

畔上三和子 植木こうじ 曾根はじめ 清水ひで子 大山とも子

予算特別委員長 殿

記

一般会計

歳入

- 1 分担金及負担金、繰入金等を 131 億 300 万円増額する。
- 2 使用料及手数料を 1 億 4,100 万円減額する。
- 3 国庫支出金を 225 億 700 万円減額する。
- 4 都債を 1,046 億 2,700 万円減額する。

歳出

- 1 総務費を 4 億 8,700 万円減額する。
 - (1) オリンピック・パラリンピック開催都市にふさわしく、「性の多様性を尊重する都市」宣言を行うため、500 万円を計上する。
 - (2) L G B T、性的マイノリティの人やその家族が相談できる窓口を設置するため、500 万円を計上する。
 - (3) 震災時の主な出火原因である電気火災を防止するため、感震ブレーカー・コンセントに対する助成制度を創設する経費として 1 億 5,000 万円を計上する。
 - (4) 公共事業における賃金等の労働条件の保障や中小下請業者の育成・支援のため、公契約条例の制定に向けた検討会を設置する経費として 500 万円を計上する。
 - (5) 豊洲新市場への移転については、解決すべき課題が山積しているため、移転凍結の検討会を設置する経費として 5,000 万円を計上する。
 - (6) 知事等の海外出張費の節減を図るため、1 億 6,700 万円を減額する。
 - (7) 都の政策として、都民の金融資産をリスクの高い金融商品につぎ込ませるべきではないため、東京国際金融センター構想の推進費 5,000 万円を削除する。
 - (8) 都の政策として、都民の金融資産をリスクの高い金融商品につぎ込ませるべきではないため、東京国際金融センター構想における高度金融専門人材の養成に要する経費 900 万円を削除する。
 - (9) 外国企業の誘致よりも都内の中小企業支援に力を入れるべきであるため、東京都をアジアの司令塔と位置付けたアジアヘッドクォーター特区の推進に要する経費 4 億 9,600 万円を削除する。
 - (10) ひきこもりや非行からの立ち直りなど若者の自立支援を推進するため、2,000 万円を増額する。
- 2 生活文化費を 4 億 9,900 万円増額する。
 - (1) 東京都公衆浴場振興計画を策定するため、調査・検討を行う経費として 2,000 万円を計上する。

- (2) 隣接する区市町村の公衆浴場を利用する高齢者の負担を軽減するため、公衆浴場利用促進事業補助に要する経費として1億5,900万円を増額する。
 - (3) 「東京都平和祈念館（仮称）」の建設凍結を解除し、建設に向けた検討等を開始するため、2,000万円を計上する。
 - (4) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催までを「平和の5年」とし、平和の祭典にふさわしく、戦争と平和を考える事業を集中的に展開するため、3,000万円を計上する。
 - (5) 高校生の芸術文化活動を支援するため、2,000万円を計上する。
 - (6) 恒常的なスポンサーを持たない在京オーケストラへの運営費補助を行うため、1億円を計上する。
 - (7) 若手芸術家の育成を進めるとともに、都立文化施設における運営費や収蔵予算を充実するため、1億5,000万円を増額する。
- 3 スポーツ振興費を2,500万円増額する。
- (1) 都民の自主的・広域的なスポーツ大会やスポーツ活動への助成を行うため、1,000万円を計上する。
 - (2) 地域のスポーツ団体の活動や大会への助成を行う区市町村に対する補助を行うため、1,000万円を計上する。
 - (3) 特別支援学校のプールを温水化し、地域の障害者スポーツの場として活用できるようにするため、500万円を計上する。
- 4 都市整備費を33億1,400万円減額する。
- (1) 有楽町駅周辺まちづくり調査は、旧都庁舎跡地に更なる超高層の建物を整備し、一極集中を加速させるためのものであるため、3,300万円を削除する。
 - (2) 神宮外苑地区まちづくり調査は、風致地区の貴重な景観を破壊する危険性がある計画を策定するためのものであるため、2,200万円を削除する。
 - (3) 築地地区まちづくり調査は、築地市場の豊洲移転を前提にしたものであるため、1,000万円を削除する。
 - (4) 北青山三丁目地区まちづくり調査は、都営住宅の建て替えを機会に都民の貴重な財産である都有地を民間の大型開発に提供するためのものであるため、1,500万円を削除する。
 - (5) 品川駅・田町駅周辺整備計画策定調査等は、超高層ビルを一層乱立させ、環境破壊をもたらす計画を策定するためのものであるため、1,000万円を減額する。
 - (6) 危険な欠陥機であるCV-22オスプレイの配備計画を撤回させるため、情報収集や調査・研究、関係団体・住民との連絡・調整等の経費として1,000万円を計上する。

- (7) 横田基地の軍民共用化は、基地の固定化につながり、推進すべきでないため、5,700万円を削除する。
- (8) 外環に係わるまちづくりに関する調査は、不要不急の東京外かく環状道路本体及び住民の合意のない上部道路に関するものであるため、5,000万円を削除する。
- (9) 品川駅周辺交通基盤整備計画策定調査は、ビル開発を促進する品川駅・田町駅周辺整備計画と連動するものであるため、1,900万円を削除する。
- (10) 財産収入の社会資本等整備基金積立金への計上を取りやめ、一般財源化するため、59億5,400万円を削除する。
- (11) 首都高速道路株式会社に対する出資金は、本来、同社が自力調達すべきものであるため、21億3,600万円を削除する。
- (12) 東京駅東西自由通路の整備に要する経費は、本来、開発利益を受けるJR及び周辺企業が負担すべきものであるため、1億5,800万円を削除する。
- (13) 外環の地上部街路の整備を検討するための調査は、住民の合意のない道路計画に関するものであるため、5,300万円を削除する。
- (14) 民間プロジェクトに連動して都有地開発を進めるものであるため、都市再生ステップアップ・プロジェクトの推進に要する経費1,300万円を削除する。
- (15) 臨海地域開発におけるアクセス道路の建設であり、本来、開発者が負担すべきものであるため、臨海都市基盤関連街路（放射第34号線（築地））の整備に要する経費3億1,400万円を削除する。
- (16) 自然環境の破壊を進め、周辺住民の反対が強い事業があるため、組合等が行う土地区画整理事業への助成費36億4,900万円を減額する。
- (17) 地域住民の合意が得られていない事業があるため、公益財団法人東京都都市づくり公社への助成費8,800万円を減額する。
- (18) 巨額の税金を投入し、住環境の破壊をもたらすものであるため、都市再開発事業会計への支出金5億8,700万円を減額する。
- (19) 巨額の税金を投入し、住環境の破壊をもたらすものであるため、都が施行する、汐留地区の土地区画整理に要する経費11億8,300万円を削除する。
- (20) 都営住宅の建て替えに合わせた、不急の都市計画道路（調布3・4・7号線）の整備を推進するものであるため、都市づくりと連携した都営住宅再編整備の推進経費3億2,800万円を削除する。
- (21) 道路開発と一体となって、沿道の高層建築物の整備を進めるものであるため、沿道一体整備に要する経費27億6,300万円を減額する。
- (22) 特定整備路線には、不要不急の路線があるため、地域と連携した延焼遮断帯形成事業に要する経費74億6,800万円を削除する。

- (23)住民の合意のないままに大型開発を進めようとしているため、市街地再開発事業への助成費15億900万円を減額する。
 - (24)木造住宅密集地域の不燃化・安全化を促進するため、防災密集地域再生促進事業費を13億600万円増額する。
 - (25)木造住宅密集地域の住宅の難燃化改修への助成制度を創設するため、1億2,800万円を計上する。
 - (26)耐震診断・改修の補助対象地域を拡大するとともに、高齢者世帯等への上乗せ助成や非木造住宅への補助対象拡大を実施するため、10億円を増額する。
 - (27)住環境の改善、住宅の長寿命化・省エネ化・バリアフリー化等を促進するため、住宅リフォーム助成事業を創設する経費として15億円を計上する。
 - (28)マンションの耐震改修への助成を拡充し、改修を促進するため、11億5,600万円を増額する。
 - (29)都営住宅2,000戸を新規に建設するため、都営住宅等事業会計への繰出金を168億円増額する。
 - (30)若者の経済的自立を支援し、生活環境の改善を図るため、東京都若者・子育て家賃助成事業を創設する経費として12億円を計上する。
 - (31)低所得の若者が安価に住宅を確保できるよう、また、空き家の活用を進められるようにするため、シェア住宅などの新たな住まいづくりを検討するための経費として500万円を計上する。
- 5 環境費を37億1,000万円増額する。
- (1)環境総合アセスメント制度の創設に向けた検討会を設置するため、1,000万円を計上する。
 - (2)首都圏環境温度・降雨観測システム(メトロス)の再開など、ヒートアイランド対策を強化するため、3,000万円を増額する。
 - (3)自動車交通量の抑制に向けたモーダルシフト等のTDM(交通需要マネジメント)施策推進計画を策定するため、1,000万円を計上する。
 - (4)緑地保全を目的とした緑地の公有化を拡充するため、15億円を増額する。
 - (5)再生可能エネルギーの割合を大幅に引き上げるため、大規模導入計画を策定する経費として1,000万円を計上する。
 - (6)小型再生可能エネルギー発電の事業化、設備導入等に対応する相談窓口を設置するため、1,000万円を計上する。
 - (7)放射能汚染対策本部を設置し、学校、公園、都営住宅等の都有施設の放射能測定と除染を推進するため、1億円を計上する。
 - (8)住宅省エネリフォーム補助の助成要件を緩和し、補助制度の拡充を図ることにより、住宅における省エネ機器の普及を促進するため、5億円を計上する。

- (9) 住宅用太陽光発電システムを設置する助成制度を復活させ、設置を促進するため、15億円を計上する。
 - (10) 羽田空港の機能強化に伴う騒音、大気汚染及び健康に及ぼす影響について調査するため、3,000万円を計上する。
 - (11) 道路や基地による騒音への対策を更に強化するため、「東京都騒音対策計画（仮称）」を策定する経費として1,000万円を計上する。
- 6 福祉保健費を578億8,300万円増額する。
- (1) 介護者・介助者の孤立防止と総合的支援策の確立に向けた実態調査及び要望調査を実施するため、1,000万円を計上する。
 - (2) 休日・全夜間診療事業を拡充するため、8億5,700万円を増額する。
 - (3) 小児救急に対応する休日・全夜間診療事業を拡充するため、1億4,000万円を増額する。
 - (4) 整備の遅れた多摩地域においてNICUの整備を促進するため、1億4,000万円を計上する。
 - (5) がんによる痛みや苦痛を和らげるため、情報提供や相談を行う在宅緩和ケア支援センターを再開する経費として1,400万円を計上する。
 - (6) 児童精神医療を充実させるため、審議会を設置する経費として500万円を計上する。
 - (7) 歯科衛生士を養成する学校で学ぶ者に修学資金を貸与するため、1億8,400万円を計上する。
 - (8) 有床診療所の開設を促進するため、開設時の初期費用に対する補助事業を創設する経費として2,000万円を計上する。
 - (9) 難病相談・支援センターを多摩地域にも設置するため、1,600万円を増額する。
 - (10) 義務教育就学児医療費助成における通院に係る医療費を無料化するため、2億1,300万円を増額する。
 - (11) 義務教育終了後、18歳までの医療費を無料化するため、23億円を計上する。
 - (12) 放射能による子どもの健康への影響調査を実施する区市町村に対し補助を行うため、3,000万円を計上する。
 - (13) 70歳から74歳までの高齢者の医療費窓口負担を1割に据え置くため、30億円を計上する。
 - (14) 国民健康保険の保険料（税）の法定減額の対象世帯に、更に独自の減免を実施する区市町村に対し補助を行うため、70億円を計上する。
 - (15) 低所得者の後期高齢者医療保険料の負担を軽減するため、7億2,000万円を

計上する。

- (16) コミュニティバスの運行費補助の期間を延長するとともに、適用基準を緩和するため、3億円を増額する。
- (17) 生活保護世帯に対する熱中症対策としての冷房機器設置の支援を行うため、2,400万円を計上する。
- (18) 福祉とつながっていない高齢者等の孤立死防止や、生活困窮者の早期発見・早期支援に向けた実態調査を実施するため、1,000万円を計上する。
- (19) 介護保険利用料の減免を実施する区市町村に対し補助を行うため、8億5,000万円を計上する。
- (20) 介護保険料の引下げに向け、区市町村への財政支援を行うため、60億7,600万円を計上する。
- (21) 介護職員の確保・定着を促進するため、介護事業所への人件費補助制度を創設する経費として63億円を計上する。
- (22) 特別養護老人ホーム経営支援事業を拡充するため、17億3,100万円を増額する。
- (23) 低所得の高齢者が認知症高齢者グループホームに入居できるようにするため、家賃助成制度を創設する経費として1億2,000万円を計上する。
- (24) 小規模多機能型居宅介護施設等の利用を促進するため、宿泊利用料の軽減補助を実施する経費として3億600万円を計上する。
- (25) 3,000円のシルバーパスを所得に応じて発行し、住民税課税者の負担を軽減するとともに、多摩都市モノレール及びゆりかもめも適用の対象とするため、40億円を増額する。
- (26) ひとり親家庭等の児童を扶養している者又は障害児を扶養している者に支給されている児童育成手当を月額3,000円増額するため、11億1,800万円を増額する。
- (27) 子供の居場所創設事業の実施場所を増やすため、1億6,800万円を増額する。
- (28) 公設公営学童クラブの時間延長等の充実を図るため、同クラブを都型学童クラブの補助対象に加える経費として9,000万円を増額する。
- (29) 私立保育園における保育士等の確保・定着を促進するため、待遇を改善する経費として18億8,000万円を増額する。
- (30) 社会福祉法人立の認可保育園等が行う地域の子育て支援等への支援を拡充するため、16億円を増額する。
- (31) 株式会社立の認可保育園等が行う地域の子育て支援等への支援を拡充するため、6億8,000万円を増額する。
- (32) 障害児(者)支援事業所で働く職員の確保・定着を促進するため、待遇を改

善する経費として16億2,000万円を計上する。

(33)精神障害者とその家族に対する多職種チームによる訪問支援（アウトリーチ支援）事業を拡充するため、1,500万円を増額する。

(34)盲ろう者通訳派遣事業を拡充するため、1億9,100万円を増額する。

(35)盲ろう者支援センターを多摩地域にも設置するため、1,100万円を増額する。

(36)精神障害者の生活の向上を図るため、障害者福祉手当を支給する経費として17億2,800万円を計上する。

(37)心身障害者福祉手当を増額するとともに、65歳以上の者に対する新規認定を再開するため、22億2,000万円を増額する。

(38)大気汚染健康障害者医療費助成制度において、18歳以上の者に対する新規認定を再開するため、4億円を増額する。

(39)公立保育所の増設を促進するため、都独自の整備費補助及び待機児受入れの緊急対策を行う経費として20億円を計上する。

(40)待機者の解消に向け、特別養護老人ホームの整備を促進するため、整備費補助を行う経費として80億円を増額する。

(41)認知症グループホームの不足を解消するため、整備費補助を行う経費として13億6,200万円を増額する。

(42)遅れている小規模多機能型居宅介護施設や小規模特別養護老人ホームなどの地域密着型サービスの整備を促進するため、4億3,400万円を増額する。

7 産業労働費を63億100万円増額する。

(1)関係者の意見を反映させた小規模企業振興プランを策定するため、500万円を計上する。

(2)都の公共事業における下請取引相談センターを設置するため、500万円を計上する。

(3)再生可能エネルギー普及とものづくりとの連携事業を創設するため、5億円を計上する。

(4)中小企業が仕事を開拓するため、専門員が御用聞きに巡回する制度を創設する経費として5,000万円を計上する。

(5)商店街買物弱者支援事業の取組を拡充するため、5億円を増額する。

(6)区市町村制度融資を利用している中小事業者に対する信用保証料補助などの制度融資を拡充するため、20億円を増額する。

(7)地域の資源を活用した地域経済振興を図るため、農業・林業・商業・工業の連携事業を創設する経費として5億円を計上する。

(8)中小企業が最低賃金を引き上げるための資力を確保するため、中小企業の事業主の社会保険料負担を軽減するなどの支援策を検討する経費として500万円

を計上する。

(9) 小規模企業者の店舗、工場等が行うバリアフリー化、設備改善等に対する助成制度を創設するため、2億円を計上する。

(10) 国際展示場の補修工事に伴い、代替施設を十分な期間、確保するための調査を行うため、500万円を計上する。

(11) 小規模製造業者が借用している工場の賃料の一部に対する助成制度を創設するため、9億6,000万円を計上する。

(12) 中小製造業者の製造機械等のリース代に対する助成制度を創設するため、3億円を計上する。

(13) 東京の農業を基幹産業と位置付ける都市農業振興条例を制定するため、調査・検討を行う経費として1,000万円を計上する。

(14) 多摩産材の利用を拡大するため、多摩産材活用推進事業費を1億円増額する。

(15) 若者の使い捨てが疑われる企業への対策に係る事業を拡充するため、5,000万円を増額する。

(16) 若者を就労につなげる公共職業訓練を拡充するため、8億5,000万円を増額する。

(17) 中高年就職サポート事業を拡充し、就職氷河期世代に対し長期的な伴走型の就職支援を行うため、2億6,100万円を増額する。

8 土木費を1,580億6,400万円減額する。

(1) 市町村における生活密着型の防災対策を促進するため、市町村土木補助経費を28億700万円増額する。

(2) 骨格幹線道路の整備には、住民の合意のない道路建設があり、大企業のための超高層ビル化を進める「都市再生」に連動し、自動車交通量と環境破壊を増大させるものがあるため、352億4,200万円を減額する。

(3) 外環の地上部街路の整備は、住民の合意のない道路建設であるため、11億9,900万円を削除する。

(4) 環状2号線の整備は、築地市場の豊洲移転を前提としたものであるため、113億6,100万円を削除する。

(5) 地域幹線道路の整備には、住民の合意のない道路建設があり、また、自動車交通と環境破壊を増大させるものがあるため、19億1,900万円を減額する。

(6) 木造住宅密集地域における特定整備路線には、延焼遮断帯の形成を名目にして、住民の合意のない道路建設を進めている部分があるため、623億3,300万円を減額する。

(7) 新規大型開発は抑制すべきである上、東京外かく環状道路の整備は、沿道住民の合意もなく、巨額の公費を投入するものであるため、東京外かく環状道路

の整備に要する国直轄事業負担金 294 億 5,500 万円を削除する。

(8) 国道の建設は、本来、国の負担で賄われるべき事業であるため、東京外かく環状道路の整備以外に要する国直轄事業負担金 135 億 6,200 万円を削除する。

(9) 新規大型開発は抑制すべきである上、東京外かく環状道路の整備は、沿道住民の合意もなく、巨額の公費を投入するものであるため、整備推進費 5,500 万円を削除する。

(10) 新みちづくり・まちづくりパートナー事業には、住民の合意のない道路建設があるため、9 億 7,200 万円を減額する。

(11) 補助 9 2 号線の整備には、住民の合意のない道路建設があるため、用地補償費等 2 億円を減額する。

(12) 道路の安全性を確保するため、路面補修費を 10 億円増額する。

(13) 区部との格差の解消を図るため、多摩地域における歩道整備を促進する経費として 10 億円を増額する。

(14) 渋滞緩和と温暖化防止に資する自転車利用を促進するため、自転車走行空間を整備する経費として 6 億 3,800 万円を増額する。

(15) 都が指定する緊急輸送道路等以外の橋りょうの耐震化を促進するため、6 億円を増額する。

(16) 河川海岸費のうち、国直轄事業負担金は、本来、国の負担で賄われるべきであるため、78 億 1,100 万円を削除する。

9 港湾費を 353 億 6,900 万円減額する。

(1) 中央防波堤外側外貿コンテナふ頭整備は、過大な浪費的公共事業である東京港整備の一環であるため、79 億 1,500 万円を削除する。

(2) 埋立廃棄物の処分量が大幅に減少している中での新海面処分場の過大な建設計画は、全面的に見直す必要があるため、78 億 8,200 万円を減額する。

(3) 中央防波堤外側のふ頭整備に合わせた道路整備計画を中止するため、臨港道路南北線等の整備に要する経費 31 億 8,500 万円を削除する。

(4) 超大型クルーズ客船の寄港に対応するふ頭の整備を中止するため、新客船ふ頭整備に要する経費 58 億 7,700 万円を削除する。

(5) 東京港の整備は、本来、国の負担で賄われるべき事業であるため、国直轄事業負担金等 106 億 1,000 万円を削除する。

(6) 離島航路への貨物運賃補助対象品目を拡充し、離島の物価安定を図るため、1 億円を増額する。

10 教育費を 60 億 800 万円増額する。

(1) 行き届いた教育を推進するため、小学校 1 年生、2 年生及び中学校 1 年生に加え、小学校 3 年生においても 35 人学級を実施する経費として 17 億 8,700

- 万円を計上する。
- (2) 区市町村の財政力により生じている就学支援の格差を是正し、小中学校の就学援助費の充実を図るため、区市町村を支援する経費として4,100万円を計上する。
 - (3) 小中学校における養護教諭の複数配置基準を国基準に引き上げ、配置を拡大するため、9,200万円を増額する。
 - (4) 小中学校における栄養教諭の配置を拡充し、食育の充実を図るため、2,000万円を増額する。
 - (5) 法改正に合わせて小中学校に専任の司書を配置し、読書活動を推進するため、8億6,000万円を計上する。
 - (6) 小中学校の就学援助等事務の増大に対応する事務職員の増配置を行うため、1億1,200万円を増額する。
 - (7) 小学校の特別支援学級の教員配置基準を改善し、大規模校への教員の増配置を行うため、9億5,600万円を増額する。
 - (8) 小中学校の日本語学級を増設し、外国籍等の子どもの教育を充実させるため、6,400万円を増額する。
 - (9) 低所得世帯の都立高校生の負担軽減を図るため、奨学給付金を5億5,200万円増額する。
 - (10) 都立高校の図書室の司書の削減を中止し、新規に採用するため、7,200万円を計上する。
 - (11) 都立高校における養護教諭の複数配置基準を国基準に引き上げ、配置を拡大するため、2,900万円を増額する。
 - (12) 夜間定時制高校における生徒の負担軽減を図るため、給食費助成制度を創設する経費として6,900万円を計上する。
 - (13) 過度な競争につながるため、「都立高校学力スタンダード」活用事業における、しっ皆の学力調査を中止し、管理費9,100万円を減額する。
 - (14) 特別支援学校の重度重複学級を児童生徒の実態に合わせて増設するため、2億300万円を増額する。
 - (15) 介護人材を導入している肢体不自由特別支援学校の自立活動担当教員等を基準どおりに配置するため、3億7,800万円を増額する。
 - (16) 特別支援学校の教室不足を解消し、ふさわしい教育環境を確保するため、特別支援学校の整備及び教室を増加させるための検討会を立ち上げる経費として500万円を計上する。
 - (17) 過度な競争につながるため、都独自のしっ皆の学力調査である、「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を中止し、4,300万円を削除する。

- (18) 過度な競争につながるため、「都立高校学力スタンダード」活用事業における、しつ皆の学力調査を中止し、改革推進費 6,300 万円を減額する。
 - (19) 特定の価値観を押し付けることにつながるため、道徳教育の教材や指導書の作成に要する指導研修費 6,500 万円を減額する。
 - (20) 学校の教育内容に介入することになるため、「東京ベーシック・ドリル」の作成を中止し、1,000 万円を削除する。
 - (21) 再生可能エネルギーを活用するため、都立高校に太陽光パネルを設置する経費として 1,000 万円を増額する。
 - (22) 生徒増に対応するため、都立高校の新增設を図る経費として、3,000 万円を増額する。
 - (23) 特別支援学校における深刻な教室不足を解消し、新設、増改築による教室の確保を促進するため、10 億円を増額する。
- 11 学務費を 106 億 4,000 万円増額する。
- (1) 公立大学法人首都大学東京における学生の授業料免除制度を創設し、低所得世帯の学生の負担軽減を図るため、運営費交付金を 4 億 7,700 万円増額する。
 - (2) 公立大学法人首都大学東京における授業料を引き下げ、学生の負担軽減を図るため、運営費交付金を 4 億 8,200 万円増額する。
 - (3) 都が公立大学法人首都大学東京に委託して行う高度金融専門人材の養成は、本来、民間企業で行うべきものであるため、同大学への運営費交付金から委託費 5 億 4,900 万円を削除する。
 - (4) 東京都出身の低所得世帯の大学生向けの給付制奨学金制度を創設し、負担軽減を図るため、56 億 2,200 万円を計上する。
 - (5) 私立高校の入学時の負担軽減を図るため、入学金を助成する経費として 6 億 9,900 万円を計上する。
 - (6) 私立高等学校等授業料軽減助成金事業について、対象を授業料のみから学校納付金まで拡大するため、2 億 7,600 万円を増額する。
 - (7) 低所得世帯の私立高校生の負担軽減を図るため、奨学給付金を 5 億 2,700 万円増額する。
 - (8) 私立幼稚園の入園料を半額助成し、入園時の負担軽減を図るため、30 億 2,100 万円を計上する。
 - (9) 私立幼稚園の教育の質を支える教職員の人件費への補助額を引き上げるため、8,500 万円を増額する。
- 12 警察費を 2 億 4,000 万円増額する。
- (1) 信号機を増設するため、2 億 4,000 万円を増額する。
- 13 諸支出金を 22 億 4,400 万円減額する。

- (1) 財政調整基金への積立てを都民施策に活用するため、10億8,200万円を削除する。
- (2) 過大な水需給計画に基づく八ッ場ダム建設を進めるものであるため、水道事業会計への支出金のうち11億6,200万円を減額する。

都営住宅等事業会計

歳入

- 1 一般会計からの繰入金を168億円増額する。

歳出

- 1 都営住宅等事業費を168億円増額する。

都市再開発事業会計

収入

- 1 一般会計からの支出金を5億8,700万円削除する。

支出

- 1 資本的支出を5億8,700万円減額する。

水道事業会計

収入

- 1 一般会計からの支出金を11億6,200万円減額する。

支出

- 1 資本的支出を11億6,200万円減額する。